# 最高裁規則

**○最高裁判所規則第二号**

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

最高裁判所

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則（昭和三十二年最高裁判所規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第三節　債権に対する滞納処分（第四十三条―第四十七条）」を「　第四章　雑則（第四十八条）　」に改める。

本則に次の一章を加える。

**第四章　雑則**

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第五項に規定する場合の特則）

**第四十八条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第五項に規定する場合における第二十三条の二、第二十三条の三第一項、第二十三条の四第一項、第四十条及び第四十二条の規定の適用については、第二十三条の二中「法第六条第二項、」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項、」と、「法第十八条第三項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第十八条第三項」と、「、法第六条第二項」とあるのは「、租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、第二十三条の三第一項中「法第六条第二項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、第二十三条の四第一項、第四十条及び第四十二条中「法第十八条第三項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される法第十八条第三項」とする。

**附　則**

この規則は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月一日）から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

# 省令

**○環境省令第八号**

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の申請等）」に改め、同条第一項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第四号ヲ中「除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同号ワ中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第六項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（犬猫等健康安全計画の記載事項）

**第二条の二**　法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

第三条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の基準）」に改め、同条第一項第二号中「、第六号及び第九号」を「から第七号まで及び第十号」に改め、同項第三号中「、第七号及び第九号」を、「、第三号、第八号及び第十号」に改め、同項第五号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第二項第九号中「ねこ」を「猫」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。

二　犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。

三　犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

第四条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の更新）」に改め、同条中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第四項中「から第九項まで」を削る。

第五条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）」に改め、同条第一項中「法第十条第二項第四号」の下に「若しくは第三項第一号」を、「様式第六による届出書を」の下に「、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては様式第六の二による届出書を」を加え、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

第五条に次の一項を加える。

7　法第十四条第三項の届出は、様式七の二による届出書を提出して行うものとする。

第六条の見出しを「（第一種動物取扱業の廃業等の届出）」に改める。

第七条第一号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第三号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第八条の見出しを「（第一種動物取扱業者の遵守基準）」に改め、同条第四号中「ねこ」を「猫」に改め、同条第五号中「販売業者にあっては、」の下に「第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該」を加え、「顧客」を「当該第一種動物取扱業者」に改め、「、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあっては」を削り、同号ト中「その他」を「その他の」に改め、同号リ中「若しくは」を「又は」に改め、同号カを次のように改める。

カ　繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

第八条中第十号を第十二号とし、同条第九号中「顧客による確認並びに第七号」を「第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号」に改め、「調製し」の下に「、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。